

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の医療法人Bに雇用され、同法人が運営するC病院において准看護師として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から、倦怠感、ふらつき、昼間の眠気、頻脈とともに抑うつ感、イライラ感といった症状が現れたという。請求人は、同月〇日、Dクリニックに受診し、「うつ病、慢性疲労症候群」と診断された。

請求人は、上司からのパワーハラスメントや精神的プレッシャー等が原因で上記精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は平成〇年〇月〇日の交通事故後から、見えるものが縦にずれて見えるなどの症状が出現し、同月〇日から治療が継続されていることから、同月中旬、ICD-10ガイドラインに照らし「F45 身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、症状の経過等から平成〇年〇月頃に本件疾病が悪化した、と述べている。

請求人は、本件疾病の症状と病院に勤務してから出現した症状とは原因が異なる旨主張するが、当審査会としても、請求人の療養の経過、医証等から、専門部会の意見は妥当であり、業務外の事由（交通事故）により請求人に発病した本件疾病は寛解することなく推移し、平成〇年〇月頃に悪化したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 上記のとおり、請求人は病院に採用される前に本件疾病を発病していたものであるが、認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認

し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱っているとされている。

(4) そこで、本件疾病の悪化の業務起因性について検討すると、悪化時期である平成〇年〇月頃からおおむね6か月前の期間において、請求人の主張及び本件資料を改めて精査したところ、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)に説示するとおり、「特別な出来事」に該当する出来事は認められず、業務によって本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人のその他の主張も子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、かつ、業務による悪化も認められない。したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。